

千尋の滝等魅力PR映像制作業務仕様書

1 業務名称

千尋の滝等魅力PR映像制作業務

2 業務の目的

千尋の滝及び原集落の魅力をPRし、滞在時間の延長、原集落の地域づくりへの理解と参加を促し、また、南部観光地などに誘客する映像を制作する。

3 想定する活用方法

- ・千尋の滝インフォメーションセンターでの常時放映
- ・島外での誘客イベントでの放映
- ・旅行会社等のホームページでの放映

4 契約期間

契約締結日から平成31年2月8日まで

5 業務内容

(1) 制作計画

業務目的及び企画提案書を踏まえた制作計画を作成すること。

(2) 映像撮影

撮影に必要な人材、機材、車輛、消耗品などの手配及び管理を行い、制作計画に基づき撮影を行うこと。

取材先に対し、本業務の趣旨を十分に説明した上で、取材、撮影及び映像収集の許可を得るものとする。なお、撮影した映像内において個人が特定されることにより、成果物を公開する際に、問題が発生することのないよう、十分注意すること。

(3) 編集作業

制作計画及び撮影、収録した素材に基づき、ナレーション、テロップ、BGM、効果音の挿入等の編集を行うこと。

ルール啓発などは必要に応じて、英語、中国語（簡体字）、韓国語に対応し、外国人が内容を理解できるようにすること。

(4) 成果品の納品

成果品を6にしたがい納品すること。

6 成果品の規格・仕様等

(1) 媒体：DVD

- (2) 解像度：720×480
- (3) 映像時間：7分以内
- (4) 部数：3部

7 著作権及び秘密保持に係る留意事項

- (1) 成果品及び本業務の履行に伴い、受託者が新たに撮影した素材に関する全てにかかる著作権は屋久島町に帰属するものとする。受託者は委託者に無断でこれらの使用、貸与及び公表を行ってはならない。また、受託者は成果品その他本業務の過程で作成された著作物について著作権者人格権を行使しないものとする。
- (2) 作成にあたり、受託者又は第三者権利を有している素材を用いる場合は、映像の二次利用を含め3想定する活用方法が可能となるよう、当該著作物の使用に関する費用の負担を含む著作権処理等を行うこと。
- (3) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら本町の責に帰する場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (4) 受託者は本業務にて知り得た情報等については、委託者の許可なく他の事業等に使用したり漏らしたりしてはならない。本業務の履行にあたる受託者の使用人等も同様の義務を負い、その違反について受託者はその責を免れない。

8 その他

- (1) ドローンによる撮影は、土地所有者の許可を取ること。
- (2) 受託者は本業務履行にあたり、契約書及び本仕様書に明記の無い事項が生じた場合や疑義が生じた場合は、速やかに協議を行うこと。
- (3) 本業務の実施にあたっては、関連する法令等を遵守すること。